

入札制度の変更について

平成20年度以後、次のとおり入札制度を変更しますので、入札の参加に当たっては御留意ください。

1 平成20年4月から変更【建設工事】

平成20年4月1日以後に公告する案件から、次のとおり入札制度を変更します。

(1) 1千万円未満の案件で、最低制限価格制度を導入します。

(2) 工事成績が悪い場合の入札参加を制限する期間を延長します。

- ア 工事成績が60点未満の場合又は低入札価格調査の対象となり落札した案件の
工事成績が65点未満の場合
3か月間 6か月間
- イ 工事成績が60点以上65点未満の場合
2か月間 3か月間

(3) 総合評定値が640点未満の方で工事成績が優良な場合に、640点以上を対象とする一部の案件について入札に参加することが可能となる期間を延長します。

- ア 工事成績が80点以上の場合
6か月間 1年間
- イ 工事成績が75点以上80点未満の場合
3か月間 6か月間

(4) 入札参加条件のうち、竣工した実績とすることができる期間を延長します。

- ア 5年 6年
- イ 10年 11年

「工事成績」とは、柏市（柏市水道部を除く。）が発注した案件の建設工事の成績を言います。

2 平成20年度上半期中に変更

平成20年度上半期中に、次のとおり入札制度を変更します。詳細は、別途お知らせします。

(1) 1千万円以上の建設工事の案件で、総合評価方式を試行します。

(2) 建設工事に関連する業務委託の案件で、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入します。